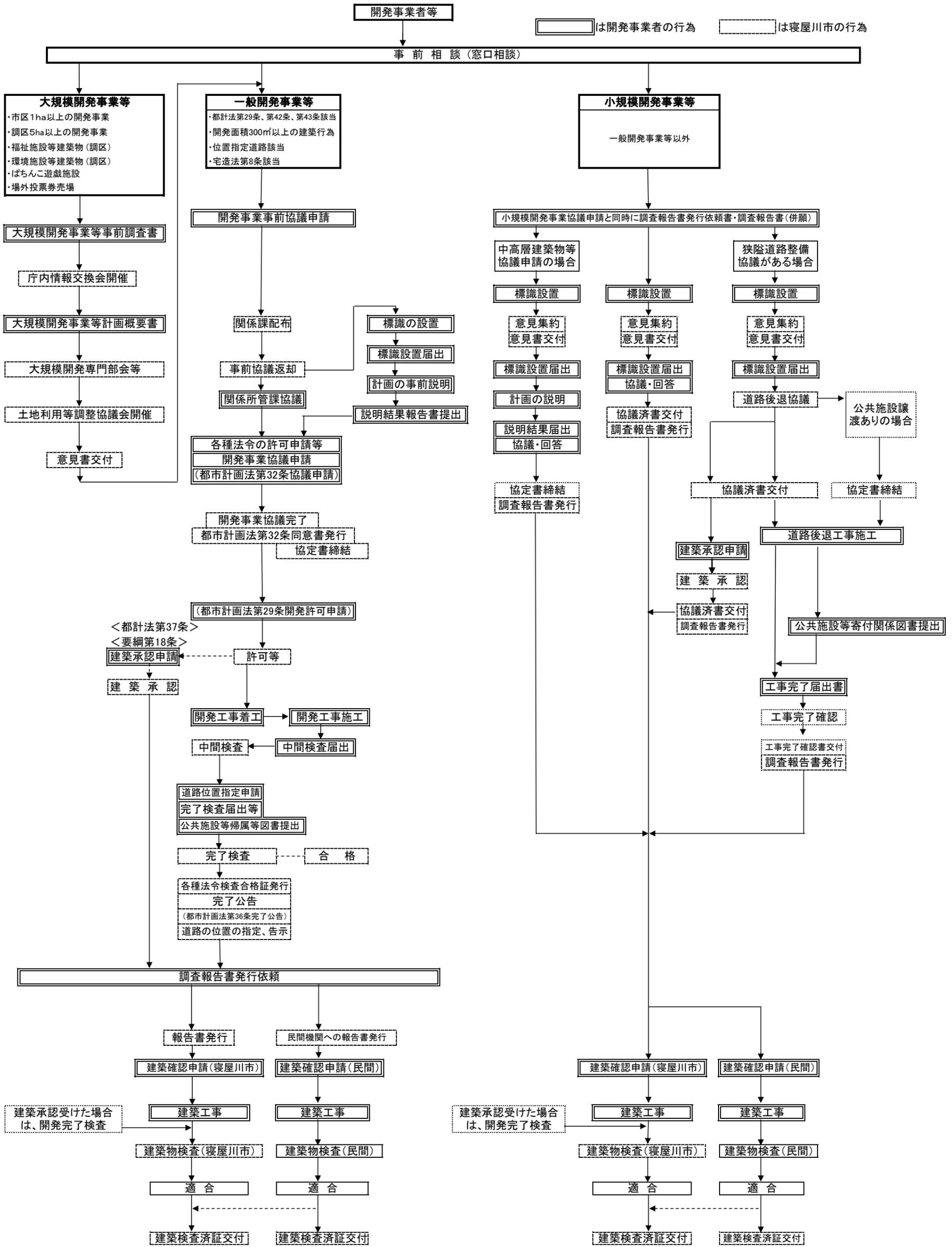


寝屋川市開発事業に関する指導要綱申請手続

1 寝屋川市開発事業等の手続に関する流れ



(備考欄)
 ※1 調査報告書発行依頼書及び調査報告書(併願): 指定確認検査機関に建築確認申請を提出する場合
 ※2 中高層建築物等: 一低専-軒高7m超or地上3F以上: 近商、商業地域-高さ12m超: その他地域-高さ10m超及び小世帯向け(40㎡~65㎡未満)・単身者向け(25㎡~40㎡未満)の住戸を一つでも含む共同住宅等
 ※3 狭隘道路等: 公道で建築基準法第42条第2項扱いの道路
 : 2項道路後退整備=中心から2.35m又は対側から4.35m、原則建築確認は行わない

2 各申請図書に関する共通事項

- ① 設計図面を除き図書の大きさはすべてA4版大とし、設計図書等は屏風折りとしてA4版大に統一してください。
- ② 申請書類等は、ファイル等をもちいて整理し、設計図書にはそれぞれ見やすい場所に図書名を記入し、口取紙等により見出しを付けて提出してください。

3 開発事業事前協議申請書

<事前協議に必要な添付図書>

- ① 開発事業事前協議申請書(第2号様式)の提出部数は、原則として正1部、副15部とし、その添付図書は、次のとおりとします。なお、下記の事項が、開発事業の計画、開発区域が含まれる場合又は、隣接する場合は、その部数を追加してください。(複数該当する場合は加算してください。)
 - ・専用住宅で3戸以上の場合 1部
 - ・合併浄化槽を設置する場合 1部
 - ・集会所設置、隣接又は開発区域に自治会館がある場合 2部
 - ・福祉施設の場合 1部
 - ・医療施設の場合 1部
 - ・青少年育成に関する施設を設置する場合 1部
 - ・過密住宅地区の区域内 1部
 - ・大規模開発の場合 3部
 (本市土地利用等調整協議会設置要綱に該当した開発行為の場合)

添付図書	明示事項
委任状	・委任を受ける者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印すること
開発区域位置図	・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・本市が販売する最新の縮尺2500分の1の白地図を使用
地籍図(公図)	・法務局に保管されている原図を最近に模写したもの ・開発区域を黄色で縁取り、里道を赤色、水路を青色で着色し、転写年月日を記入
現況図	・開発区域の境界(朱線で記入)し、隣接地も含めて土地の地番、形状、地盤高を詳しく表示
土地利用計画図	・開発区域の境界(朱線で記入)、予定建築物の用途、面積、駐車場等を明記 ・公園、緑地等の設置があるときは、その設置を明記
排水計画平面図	・排水の流末(既存の排水路)まで明記
現況縦横断図	・隣接地も含めて土地の形状、地盤高を詳しく表示

造成計画平面図及び計画縦横断面図	・造成計画部分（切土又は盛土の色別）を明記し、造成計画がないときは、現況縦横断面図に「造成計画なし」と明記
工事中運搬経路図	・幹線道路までに至るまでの工事の搬入、搬出車両の経路を明記
現況写真	・開発区域の現況を詳細に撮影（カラーコピー可）
現況写真方向図	・現況写真の撮影方向を明記
予定建築物の各図面	・予定建築物の各階平面図、立面図、断面図
日影図	・中高層建築物の場合のみ添付
テレビ電波障害予測地域図	・中高層建築物で12mを超える建築物の場合のみ添付 ・机上で予測したテレビ電波障害範囲図
その他の必要な図書	・その他必要と認める図書

図面の作成にあたっては、P97の別紙各申請図面の作成要領を参照

<事前協議返却>

- ① 事前協議の図書をもとに関係所管課及び関係機関が現地調査を行い、その結果、開発事業に関する指導事項を集約して返却しますので、開発事業者はその指導事項に基づいて関係所管課及び関係機関並びに関係者と協議を行ってください。
- ② 事前協議返却後は、速やかに標識（第4号の2様式）を現況図に示した場所（本市で指定）の付近に設置し、設置後は標識設置届出書（第4号様式）を提出してください。

添付図書	明示事項
開発区域位置図	・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・本市が販売する最新の縮尺2500分の1の白地図を使用
現況図	・設置場所を明記（図面縮小可）
標識設置の写真	・遠景と近景の写真を添付、近景は文字がわかるもの（カラーコピー可）

4 開発事業協議申請

- ① 開発事業者は事前協議の返却後、関係所管課及び関係機関並びに関係者との協議が完了したときは、開発事業協議申請書を本市に提出してください。
- ② 開発事業協議申請書（第6号様式）の提出部数及び添付図書は、次のとおりとします。

提出部数 : 正本1部 副本1部

添付図書 : 開発事業協議申請書及び添付順序

図書の名称		留意事項
1	開発区域に含まれる地域の名称一覧表	・(第8号様式) 地番の若い順に町名、地番、地積(公簿)、所有者、その他の権利者を記入し、申請書と割印すること。
2	都市計画法第32条による協議について	・(第6号の2様式) 都市計画法第29条許可申請が必要な開発事業の場合のみ添付
3	道路の位置の指定(変更・廃止)申請書	・寝屋川市建築基準法施行細則第4条又は第4条の2に基づく申請が必要な場合のみ添付
4	委任状	・委任を受ける者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印すること。
5	申請者の印鑑証明書 資格証明書	・申請書受付日から3ヶ月以内のもの ・法人の場合は資格証明書も添付すること。
6	設計説明書(その1) (その2) (その3)	・(第9号様式) ・(第9号の2様式) 該当ない場合でも「該当なし」と記入し添付すること。 ・(第9号の3様式) //
7	緊急連絡先	・(第9号の4様式) 開発工事の緊急連絡先
8	協議経過書	・(第9号の5様式) 事前協議をした関係所管課及び関係機関並びに関係者との協議内容の経過書
9	事前説明結果報告書	・(第5号様式) 要綱第9条による説明を行った内容の結果報告書
10	権利者の同意書 印鑑証明書 資格証明書	・(第9号の6様式) 開発区域内及びその関連工事の区域内の土地又は建築物についての権利者の同意書 ・申請書受付日から3ヶ月以内のもの ・法人の場合は資格証明書も添付すること。
11	その他の権利者の同意書(承諾書) 印鑑証明書 資格証明書	・開発区域及びその関連工事の区域の土地、建築等の登記簿謄本の乙に記載されている権利者の同意書 ・私道関係権利者、その他権利者等の承諾書 ・申請書受付日から3ヶ月以内のもの ・法人の場合は資格証明書も添付すること。
12	水利権者の同意書	・排水の放流に伴い影響を受ける水路等の水利関係団体及び管理者等の同意書

13	給水施設の同意	・本市上下水道局と協議をし、その完了した図書の写しを模写したもの（着色すること）	
14	消防署の同意	・消防署と協議をし、その完了した内容	
15	登記簿謄本	・申請書受付日から3ヶ月以内のもの	
16	地籍図（公図）	・法務局備え付けの公図を模写し、里道を赤色、水路を青色、開発区域を黄色で明確にし、必ず転写年月日を記名すること	
17	掘削及び占用許可書	・公共施設を掘削又は占用する場合に必要（関係者と協議を行い、やむを得ないときは、その指示による）（原本照合を必要とする）	
18	開発区域位置図	P97の別紙各申請図面の作成要領参照	
19	現況図	〃	
20	土地利用計画図	〃	
21	造成計画平面図	〃	
22	造成計画断面図	〃	
23	排水計画平面図	〃	
24	給水計画平面図	〃	
25	がけ及び擁壁の断面図	〃	
26	排水施設構造図	〃	
27	流末水路構造図	〃	
28	道路計画縦断図	〃	
29	下水道計画縦断図	〃	
30	道路計画横断図	〃	
31	公園計画図平面図	〃	
32	公園計画縦断図	〃	
33	公園施設構造図・ 仕様書	〃	
34	緑地等の平面図等	〃	
35	ごみ集積場構造図	〃	
36	学校施設構造図		
37	その他公益施設構造図		
38	開発区域求積図	〃	
39	公共施設用地求積図	〃	
40	防災計画平面図		
41	防災施設構造図	〃	
42	日影図	〃	
43	予定建築物の概要、各階平面図、求積図等	〃	

44	水利計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・水利計算により下水道施設及び水防災施設の構造を決定すること ・なお、集水区域を添付すること
45	擁壁構造計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ土質試験結果報告書を添付すること（がけの安定計算も含む）
46	官民有地境界 明示指令書	<ul style="list-style-type: none"> ・施行区域内及びその周辺に道路、水路、河川、里道等、公共施設が接している場合は必要 ・原本のとおり朱線を模写すること（原本照合を必要とする）
47	都市計画施設 明示指令書	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画施設が含まれている場合は必要 ・原本のとおり朱線を模写すること（原本照合を必要とする）
48	工事用運搬経路図	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路に至るまでの工事の搬入、搬出車両の経路を記入
49	開発事業対策図書	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中における安全対策を記載したもの
50	電波障害調査報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・中高層建築物で1.2mを超える建築物の場合は、机上のテレビ電波の受信障害が予想範囲図を添付 ・1.5mを超える建築物の場合は、現地でのテレビ電波の受信状況の現地調査報告書を添付
51	管理計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・小世帯向け・単身者向け共同住宅等に関する技術指針に定めた事項を明記した図書
52	管理人承諾書	<ul style="list-style-type: none"> ・小世帯向け・単身者向け共同住宅等の計画の場合
53	現況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の現況を詳細に撮影（カラーコピー可）
54	現況写真方向図	<ul style="list-style-type: none"> ・現況写真の撮影方向を示すこと
55	その他の必要な図書	<ul style="list-style-type: none"> ・その他市長が必要と認めた書類、図面

図面の作成にあたっては、P97の別紙各申請図面の作成要領を参照

5 小規模開発事業協議申請

<小規模開発事業協議に必要な添付図書>

- ① 小規模開発事業協議申請書（第7号様式）の提出部数は、原則正1部、副1部とし、その添付図書は次のとおりとします。

申請図書（基本）

作成図書	留意事項
小規模開発事業協議 申請書	(第7号様式)
委任状	他人に申請手続きを委任する場合に添付し、委任を受ける者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印すること
地籍図（公図）	法務局の公図をコピーし、里道を赤色、水路を青色、開発区域を黄色で着色し、必ず転写年月日を記名すること。申請地が端の場合、隣地の公図も添付すること
位置図	P97の別紙各申請図面の作成要領を参照
現況図	〃（既存建築物がある場合は延べ床面積記入のこと）
現況縦横断図	〃
道路横断図	〃
土地利用計画図	〃
排水計画平面図	〃
予定建築物の図面	〃
求積図	〃（地積測量図で代用できる場合もあります）
現況写真	開発区域の宅地、現況家屋、排水施設、区画がわかる写真（カラーであれば、焼き付け、ポラロイド、デジカメプリントを問いません）
※参考図書	以下の図書がある場合参考図書として添付願います 地積測量図、道路・水路明示、占用許可等の写し

◎ 必要に応じて作成が必要な図書

図書の名称	留意事項
調査報告書発行依頼書及び 調査報告書	指定確認検査機関に建築確認申請する場合（戸数分）
土地登記簿謄本	用地の無償譲渡がある場合、又は建替えであることを証明する必要がある場合
建物登記簿謄本	建替えであることを証明する必要がある場合
日影図	予定建築物が中高層建築物の場合
テレビ電波障害調査報告書 （机上図）	予定建築物が中高層建築物で高さが12mを超える場合
造成計画平面及び 計画縦横断図	開発区域が宅地造成工事規制区域内の場合

- ※ 建替えであることを証明する必要がある場合や用地の無償譲渡がある場合、土地登記簿謄本（要約書）又はその写し（写しの場合原本照合しますので原本も必ず持参してください）を提出願います。
- ※ 机上でのテレビ電波障害範囲図提出又はテレビ電波障害対策済の場合、対策済を証明する図書の写しを提出願います。

その他必要な書類

図書の名称	留意事項
埋蔵文化財発掘届出書	埋蔵文化財地域内の場合 別紙2部
地区計画届出書	地区計画区域内の場合 別紙1部
建設リサイクル法届出書	届出に該当する場合 別紙1部
特定施設設置工事事前協議書	大阪府福祉のまちづくり条例事前協議対象の場合 別紙正副各1部
景観計画区域行為届出書他	届出に該当する場合 別紙正副各1部

6 事前説明結果報告書

- ① 事前説明結果報告書（第5号様式）の添付図書は、次のとおりとします。

添付図書	明示事項
計画建築物の概要	・事業者、建築場所、用途、建物位置、敷地面積、接道、駐車台数等を明記した概要書、土地利用計画図など
工事の安全対策 計画書	・工事予定期間／作業時間／休業日／作業方法／工事車両の運行計画及び安全対策／騒音・振動・ほこり対策／工事中の安全対策／工事期間中の連絡先等を明記
説明範囲図	・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・説明範囲線を朱線で縁取り、説明した所を黄色で着色 ・縮尺を明記
自治会への 説明経過書	・自治会への説明とその対応の議事録（できる限り詳細に明記すること）
事前説明報告書	・関係住民への説明とその対応の議事録（できる限り詳細に明記すること）
工事協定書等	・自治会又は関係住民と協定書、覚書等を締結した場合
※説明会を実施した場合は、下記の図書も添付すること	
地元説明案内文	・地元に配布した案内チラシ
配布範囲図	・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・配布した説明した所を黄色で着色 ・縮尺を明記
説明会使用図書	・説明会に使用した図書

説明会出席者名簿	・出席者の記帳を行った場合
説明会結果報告書	・説明会において説明した内容とその対応の議事録（できる限り詳細に明記すること）
その他の必要な図書	・その他必要と認める図書

7 農業委員会への届出

- ① 開発事業予定地が農地で農地転用が必要なものについては、本市において開発事業協議申請書提出後、農業委員会へ届出を行ってください。ただし、都市計画法第 29 条第 1 項による開発許可が必要なものについては、その許可書を添付して農業委員会へ届出又は許可申請を行ってください。

なお、工事着手については、転用届の受理通知書発行後又は転用許可後となります。

8 小規模開発事業の協議方法

- ① 申請の受付

受付の際、小規模開発事業協議申請書と同時に、調査報告書発行依頼書及び調査報告書を提出してください。

- ② 協議済書の交付（基本）

関係所管課から意見集約を行い、意見を記した意見書（A 3 版）を交付しますので、開発事業者は、その意見をもとに関係所管課と協議を行い、その結果を記した回答書及び標識設置届出書を提出して下さい。なお、標識は市ホームページから様式をダウンロードすることとし、申請受付の際に小規模開発事業申請の台帳番号を確認いただき、標識に必要な事項を記したのち、開発区域内の見やすい場所に設置をして下さい。

（意見書交付後の基本的な流れ）

- ① 関係所管課からの意見書（A 3 版）の受理
- ② 意見に対して関係所管課との協議
- ③ 回答書及び標識設置届出書（標識設置状況写真含む）の提出
- ④ 協議済書の受理及び調査報告書の受理
- ⑤ 工事完了届出書の提出
- ⑥ 工事完了確認書の受理

（基本的な必要図書）

作成図書	留意事項
小規模開発事業協議回答書 （第 10 号様式）	関係所管課からの意見に対する開発事業者の回答と工事完了届提出を確約する図書

予定建築物の概要標識(第4号の3又は4号の4)の写真	標識設置状況写真(標識記載事項が判読できる近景、開発区域内に設置していることが確認できる遠景の2枚程度)
※その他	協議担当者が必要と認めた書類又は図面

③ 協定書の締結の場合

中高層建築物等及び、道路後退整備が必要で公共施設等の譲渡がある小規模開発事業の協議については、関係所管課から意見集約を行い、意見を記した意見書を交付しますので、開発事業者は、その意見をもとに関係所管課と協議を行い、その結果を記した回答書を作成して下さい。協議が調った場合、一般開発事業と同様の手続きを経て、協定書の締結を行います。

9 中間検査(小規模開発事業は除く。)

- ① 中間検査は、原則として毎週水曜日に行いますので、火曜日の午前中までに中間検査申出書(第18号様式)を提出して下さい。
- ② 中間検査申出書の提出部数は、正副各1部とし、その添付図書は、次のとおりとします。

添付図書	明示事項
委任状	・委任を受ける者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印すること
開発区域位置図	・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・本市が販売する最新の縮尺2500分の1の白地図を使用
土地利用計画図	・別紙各申請図面の作成要領参照
造成平面図	・別紙各申請図面の作成要領参照
排水平面図	・別紙各申請図面の作成要領参照
工事写真	・現況から掘削、据付、型枠、打設、完了に至るまでの各工程毎に詳細に撮影し、検尺写真も添付すること ・A4版アルバムにて整理すること(カラーコピー可)

図面の作成にあたっては、P97の別紙各申請図面の作成要領を参照

10 工事完了検査

- ① 工事完了検査は、原則として毎週水曜日に行いますので、火曜日の午前中までに完了届出書(第16号様式)を提出して下さい。
- ② 工事完了届出書の提出部数は、原則として正本1部、副本5部とし、その添付図書は、次のとおりとします。

添付図書	明示事項・留意事項
委任状	・委任を受ける者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印すること。

開発区域位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・本市が販売する最新の縮尺 2500 分の 1 の白地図を使用
新旧地番対照表	(第 16 号の 2 様式)
協定書の写し	・要綱第 14 条第 1 項による協定書のすべての写し
土地利用計画図	・別紙各申請図面の作成要領参照
造成完了平面図	・別紙各申請図面の作成要領参照 (実測数値を記入)
排水完了平面図	・別紙各申請図面の作成要領参照 (実測数値を記入)
公園施設図	・別紙各申請図面の作成要領参照 (実測数値を記入)
工事完了写真	<ul style="list-style-type: none"> ・現況から掘削、据付、型枠、打設、完了に至るまでの各工程毎に詳細に撮影し、検尺写真も添付すること ・A4 版アルバムにて整理すること (カラーコピー可) (正本のみに添付)
その他の必要な図書	その他市長が必要と認めた書類、図面

図面の作成にあたっては、P97 の別紙各申請図面の作成要領を参照

- ③ 新設道路を整備した場合は、必要に応じて道路舗装のコア抜き検査を行います。

11 小規模開発事業協議における工事完了確認

開発事業が完了しましたら、必要に応じ現場立ち会いのもと確認を行いますので、工事完了届出書 (第 16 号様式) を提出してください。その際の提出図書は次のとおりとします。

<協議済書に基づく場合>

(工事完了確認提出図書)

作成図書	留意事項
工事完了届出書	(第 16 号様式)
工事写真 (A4 版アルバム)	<p>着工からしゅん工までを整理して下さい。</p> <p>下記の指示事項のうち、必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 2 項道路後退確認等 イ 開発区域、区画割等 ウ 道路、排水施設等 エ 駐車場、駐輪場等

(協定書に基づく場合)

公共施設の譲渡提出図書

添付図書	留意事項
公共公益施設の無償譲渡 (寄付) 申込書	<p>(第 23 号様式)</p> <p>他人に申請手続きを委任する場合に添付し、委任</p>

正 本	委任状 新旧地番対照表 開発区域位置図 地籍図 登記簿謄本 地積測量図 土地利用計画図 公共施設の詳細図 公共施設用地求積図	を受ける者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印すること。 本市が販売する縮尺 2500 分の 1 白地図 分筆前および分筆後 分筆後の登記簿謄本
副 本 1	開発区域位置図 地籍図 登記承諾書 印鑑証明書 資格証明書 住民票又は法人登記簿謄本 地積測量図 譲渡地の写真	本市が販売する縮尺 2500 分の 1 白地図（2 部） 法務局の公図をコピーし、里道を赤色、水路を青色、開発区域を黄色で明確にし、必ず転写年月日を記名すること 本市で配布します（2 部） 法人の場合 大阪府以外の場合
副 本 2	開発区域位置図	本市が販売する縮尺 2500 分の 1 白地図

12 テレビ電波障害経過報告書

- ① テレビ電波受信障害経過報告書（第 25 号様式）の提出部数は、原則として正本 1 部とし、その添付図書は、次のとおりとします。
- ② 工事完了届出書と同時に本市に提出してください。

添付図書	明示事項・留意事項
対策区域図	・既設電波受信障害対策エリアと今回電波受信障害対策エリアを着色すること

配線ルート図	・電波受信障害対策した基地局からの配線ルート図
施設管理者等	・電波受信障害対策施設の維持管理者及び連絡先
その他の必要な図書	・その他市長が必要と認めた書類、図面

13 公共公益施設の譲渡及び移管

- ① 工事完了届出書と同時に本市に提出してください。
- ② 公共公益施設無償譲渡（帰属又は寄付）申込書（第 23 号様式）に必要な添付図書は、次のとおりとします。

添付図書		留意事項
正本	開発区域位置図	・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・本市が販売する最新の縮尺 2500 分の 1 の白地図を使用
	地籍図（公図）	・分筆後の地籍図（公図） ・法務局備え付けの公図を模写し、里道を赤色、水路を青色、開発区域を黄色で明確にし、必ず転写年月日を記名すること
	登記承諾書	・※2部必要（本市で配布）
	登記簿謄本	・公共公益施設の土地の登記簿謄本 ・所有権以外の権利が登記されている場合は、その抹消をした登記簿謄本
	印鑑証明書	・検査済交付日から3ヶ月以内のもの
	資格証明書	・法人の場合は資格証明書も添付すること ・検査済交付日から3ヶ月以内のもの
	住民票又は法人登記簿謄本	・土地所有者が大阪府以外の場合
	地積測量図	・2部必要 ・公共公益施設に係る地積測量図の写し
	竣工写真	・譲渡部分に係る公共施設（用地）を撮影したもの
副本	新旧地番対照表	（第 16 号の 2 様式）
	開発区域位置図	・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・本市が販売する最新の縮尺 2500 分の 1 の白地図を使用
	地籍図（公図）	・分筆後及び分筆前の地籍図（公図） ・法務局備え付けの公図を模写し、里道を赤色、水路を青色、開発区域を黄色で明確にし、必ず転写年月日を記名すること
	地積測量図	・公共公益施設に係る地積測量図の写し
	土地利用計画図	・別紙各申請図面の作成要領参照

	造成完了平面図	・別紙各申請図面の作成要領参照（実測数値を記入）
	排水完了平面図	・別紙各申請図面の作成要領参照（実測数値を記入）
	公園施設図	・別紙各申請図面の作成要領参照（実測数値を記入）
	農地転用届出書	・農地転用届出書の写し
副本	開発区域位置図	・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・本市が販売する最新の縮尺 2500 分の 1 の白地図を使用

- ③ 法定外公共施設（里道・水路等）表示登記依頼書（第 23 号の 2 様式）に必要な添付図書は、次のとおりとします。

添付図書	明示事項・留意事項
開発区域位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・本市が販売する最新の縮尺 2500 分の 1 の白地図を使用
現況図	<ul style="list-style-type: none"> ・工事施行前の現況図 ・里道、水路等の形状を明記
土地利用計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の境界（朱線で記入）、予定建築物の用途、面積、駐車場等を明記 ・公園、緑地等の設置があるときは、その設置を明記
地籍図（公図）	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局備え付けの公図を模写し、里道を赤色、水路を青色、開発区域を黄色で明確にし、必ず転写年月日を記名すること
土地所在図 地積測量図	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局に備え付けの土地所在図・地積測量図を法務局所定の様式にて作成し、作製者の住所、記名、作成日付を記入したもの ・表示登記される部分の地番は無記入
大阪府 32 条同意書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第 32 条による協議（同意）の写し（大阪府）
本市 32 条同意書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第 32 条による協議（同意）の写し（本市）
従前の公共施設 用地求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・従前の里道、水路等の求積図
新たな公共施設 用地求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな公共施設の求積図（里道、水路等を区分すること）
明示指令書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・従前の公共施設の明示指令書の写し（原本のとおり朱線を模写すること）
境界鉾写真	<ul style="list-style-type: none"> ・地積測量図と照合できる境界鉾を撮影した写真
全景写真	<ul style="list-style-type: none"> ・表示登記する部分を含む開発区域の全景写真
写真方向図	<ul style="list-style-type: none"> ・境界鉾、全景を撮影した方向を示すこと
その他の必要な図書	<ul style="list-style-type: none"> ・その他市長が必要と認めた書類、図面

図面の作成にあたっては、P97 の別紙各申請図面の作成要領を参照

14 公共公益施設の管理引き継ぎ

- ① 工事完了届出書と同時に本市に提出してください。
- ② 公共公益施設管理引継書(第 24 号様式)に必要な添付図書は、次のとおりとします。

【共通事項】

添付図書	留意事項
公共公益施設引継調書	※（以下に記載）
協定書の写し	・要綱第 14 条第 1 項による協定書の全ての写し
開発区域位置図	・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・本市が販売する最新の縮尺 2500 分の 1 の白地図を使用
地籍図（公図）	・法務局備え付けの公図を模写し、里道を赤色、水路を青色、開発区域を黄色で明確にし、必ず転写年月日を記名すること
土地利用計画図	・別紙各申請図面の作成要領参照
造成完了平面図	・別紙各申請図面の作成要領参照（実測数値を記入）
排水完了平面図	・別紙各申請図面の作成要領参照（実測数値を記入）
地積測量図	・公共公益施設に係る地積測量図の写し
その他必要と認める図書	※（以下に記載）

※について

【道路施設の引き継ぎ】

添付図書	留意事項
道路施設引き継ぎ調書	（第 24 号様式別紙調書）
道路完了縦断図	・別紙各申請図面の作成要領参照（実測数値を記入）
道路完了横断図	・別紙各申請図面の作成要領参照（実測数値を記入）
道路施設構造図	・側溝、集水桝、取付管、すみ切り等の構造詳細図面を添付 ・別紙各申請図面の作成要領参照
明示指令書の写し	・従前の公共施設の明示指令書の写し （原本のとおり朱線を模写すること）

【下水道施設の引き継ぎ】

添付図書	留意事項
下水道施設引き継ぎ調書	（第 24 号様式別紙調書）
排水施設縦断図	・別紙各申請図面の作成要領参照（実測数値を記入）

排水施設構造図	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設構造詳細図 (開渠、暗渠、落差工、吐口、人孔、汚水処理場、集水桝汚水桝等) 別紙各申請図面の作成要領参照 (実測数値を記入)
流末水路構造図	<ul style="list-style-type: none"> 放流される水路、河川等、放流口の排水施設の構造詳細図 別紙各申請図面の作成要領参照 (実測数値を記入)
明示指令書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 従前の公共施設の明示指令書の写し (原本のとおり朱線を模写すること)

【公園施設の引き継ぎ】

添付図書	留意事項
公園施設引き継ぎ調書	(第 24 号様式別紙調書)
公園平面図	<ul style="list-style-type: none"> 別紙各申請図面の作成要領参照 (実測数値を記入)
公園縦断図	<ul style="list-style-type: none"> 別紙各申請図面の作成要領参照 (実測数値を記入)
公園施設構造図	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設構造詳細図 (排水施設、境界壁、フェンス、公園灯、散水栓、車止め、緑地等) 別紙各申請図面の作成要領参照 (実測数値を記入) 各遊具の施設構造図
明示指令書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 従前の公共施設の明示指令書の写し (原本のとおり朱線を模写すること)

【ごみ集積場の引き継ぎ】

添付図書	留意事項
公益施設 (ごみ集積場) 引き継ぎ調書	(第 24 号様式別紙調書)
ごみ集積場構造図	<ul style="list-style-type: none"> 別紙各申請図面の作成要領参照 (実測数値を記入)
ごみ集積場竣工写真	<ul style="list-style-type: none"> ごみ集積場を撮影したもの

【学校施設等の引き継ぎ】

添付図書	留意事項
公益施設 (学校施設等) 引き継ぎ調書	(第 24 号様式別紙調書)
学校施設等構造図	<ul style="list-style-type: none"> 別紙各申請図面の作成要領参照 (実測数値を記入)
学校施設等竣工写真	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設等の施設整備したものを撮影したもの

【その他公共公益施設の引き継ぎ】

添付図書	留意事項
公共公益施設（ ） 引き継ぎ調書	(第 24 号様式別紙調書)
その他公共公益施設 構造図	・別紙各申請図面の作成要領参照 (実測数値を記入)
その他公共公益施設 竣工写真	・その他公共公益施設の施設整備したものを撮影したもの

15 建築行為承認申請

- ① 建築行為承認申請書 (第 19 号様式) の提出部数は、正副各 1 部とし、その添付図書は、次のとおりとします。

添付図書	留意事項
委任状	・委任を受ける者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印すること
理由書	・建築承認を要する理由を詳しく明記すること
誓約書	・開発者の押印又は署名をすること。 (署名の場合は本人確認要) ※小規模開発事業は押印、署名不要
協定書	・指導要綱第 14 条第 1 項による締結した協定書の全ての写し
位置図	・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・本市が販売する最新の縮尺 2500 分の 1 の白地図を使用
土地利用計画図	・別紙各申請図面の作成要領参照
造成計画平面図	・別紙各申請図面の作成要領参照
排水計画平面図	・別紙各申請図面の作成要領参照
建築平面図・立面図	・予定建築物の建築図面
建築基礎伏図	・予定建築物の建築図面
断面詳細図	・建築承認を要する理由と照合する建築基礎、排水施設及び擁壁等との取り合いのわかる詳細図
工程表	・建築工事と開発工事の種別に分類した全体の工事計画を示すこと

16 開発に関する名義変更

【事前協議返却後の場合】

- ① 開発に関する名義変更届出書 (第 13 号様式) の提出部数は、正 1 部とし、その添付図書は、次のとおりとします。

添付図書	留意事項
委任状	・ 委任を受ける者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印すること
開発事業事前協議 申請書の写し	・ 申請書を返却した表紙面の写し
位置図	・ 開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・ 本市が販売する最新の縮尺 2500 分の 1 の白地図を使用
土地利用計画図	・ 別紙各申請図面の作成要領参照

【協定書締結後の場合】

- ① 開発に関する名義変更届（第 13 号の 2 様式）の提出部数は、正 1 部とし、その添付図書は、次のとおりとします。

添付図書	留意事項
委任状	・ 委任を受ける者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印すること
協定書の写し	・ 要綱第 14 条第 1 項による協定書の全ての写し
商業登記簿謄本又は 履歴事項全部証明書	
位置図	・ 開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・ 本市が販売する最新の縮尺 2500 分の 1 の白地図を使用
土地利用計画図	・ 別紙各申請図面の作成要領参照

17 開発事業事前協議申請書取下

事前協議申請書取下届（第 12 号様式）の提出部数は、正副各 1 部とし、その添付図書は、次のとおりとします。

	添付図書	留意事項
正 本	委任状	・ 委任を受ける者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印すること
	開発事業事前協議申請書の返却図書一式	・ 事前協議申請書を返却したすべての図書（本市の割印してるもの）を添付
副 本	委任状	・ 委任を受ける者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印すること
	開発事業事前協議申請書の返却図書の写し	・ 事前協議申請書を返却した図書のうち、事前協議申請書の返却日が記入されている表紙面の写しを添付

18 開発事業変更協議申請

- ① 開発事業者は、開発事業に関する協定書の締結後、協議内容に変更（軽微な変更を除く）が生じた場合は、関係所管課及び関係機関並びに関係者と変更に係る内容の協議を行い、開発事業変更協議申請書を本市に提出してください。
- ② 開発事業変更協議申請書（第 14 号様式）の提出部数及び添付図書は、次のとおりとします。

提出部数 : 正本 1 部 副本 1 部

添付図書 : 開発事業変更協議申請書の添付図書及び添付順序（左の番号に従って上から順に綴じること。）については、変更部分を変更前の数値を赤、変更後の数値を黒で二段書きにし、図面は、新旧図面を添付して下さい。

（注） 変更内容によって、添付図書が異なりますので、本市の指示を受けて下さい。

19 開発事業の軽微な変更届出書

- ① 開発事業者は、開発事業に関する協定書の締結後、協議内容で軽微な変更（軽微な変更以外を除く）が生じた場合は、必要に応じて、関係所管課及び関係機関並びに関係者と変更に係る内容の協議を行い、開発事業変更届出書を本市に提出してください。
- ② 開発事業変更届出書（第 15 号様式）の提出部数は、正 1 部とし、その添付図書は、次のとおりとします。

添付図書 : 開発事業変更届出書の添付図書は変更部分を変更前の数値を赤、変更後の数値を黒で二段書きにし、図面は、新旧図面を添付して下さい。

（注） 変更内容によって、添付図書が異なりますので、本市の指示を受けて下さい。

添付図書	留意事項
委任状	・ 委任を受ける者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印すること
関係課との協議経過書	・ 変更に係る内容に伴い関係課との協議を行った経過書
位置図	・ 開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・ 本市が販売する最新の縮尺 2500 分の 1 の白地図を使用
土地利用計画図	・ 別紙各申請図面の作成要領参照
変更に係る各種図面	・ 別紙各申請図面の作成要領参照 ・ 変更前と変更後の図面を添付

20 開発事業地位承継届出書又は、開発事業地位承継承認申請

開発事業に関する地位承継届出書（第 21 号様式）又は、開発事業地位承継承認申請書（第 22 号様式）の提出部数は、正副各 1 部とし、その添付図書は承継原因により、次のとおりとします。

(ア) 相続による承継の場合

添付図書	留意事項
委任状	・委任を受ける者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印すること
被承継者の除籍謄本又は相続登記された土地登記簿謄本	
他の存続適格者の合意を証する書面	・土地登記簿に相続登記されている場合は不要
承継する開発事業に関する協定書の原本	・要綱第 14 条第 1 項による協定書の原本
誓約書	・承継者の押印又は署名をすること (署名の場合は本人確認要)
位置図	・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・本市が販売する最新の縮尺 2500 分の 1 の白地図を使用
土地利用計画図	・別紙各申請図面の作成要領参照

(イ) 法人等の合併による承継の場合

添付図書	留意事項
委任状	・委任を受ける者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印すること。
合併登記の謄本	・商業登記簿謄本等
合併決議書の写し	
承継者の印鑑証明	
承継者の資格証明	
承継する開発事業に関する協定書の原本	・指導要綱第 14 条第 1 項による協定書の原本
誓約書	・承継者の押印又は署名をすること (署名の場合は本人確認要) 22 号の 2 様式
位置図	・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・本市が販売する最新の縮尺 2500 分の 1 の白地図を使用
土地利用計画図	・別紙各申請図面の作成要領参照

(ウ) その他による承継の場合

添付図書	留意事項
委任状	・委任を受ける者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印すること
被承継者の承諾書	・承継者の押印又は署名をすること (署名の場合は本人確認要) 第 22 号の 3 様式
被承継者の印鑑証明	
被承継者の資格証明	・法人の場合は資格証明書も添付すること
承継者の印鑑証明	
承継者の資格証明書	・法人の場合は資格証明書も添付すること
承継を証する書面	・売買契約書、同意書等
承継する開発事業に関する協定書の原本	・要綱第 14 条第 1 項による協定書の原本
誓約書	・被承継者の押印又は署名をすること (署名の場合は本人確認要) 第 22 号の 3 様式
位置図	・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・本市が販売する最新の縮尺 2500 分の 1 の白地図を使用
土地利用計画図	・別紙各申請図面の作成要領参照

21 開発事業廃止届

- ① 開発事業廃止届（第 20 号様式）の提出部数は、正副各 1 部とし、その添付図書は、次のとおりとします。

添付図書	留意事項
委任状	・委任を受ける者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印すること
理由書	・開発事業を廃止する理由書
廃止する開発事業に関する協定書の原本	・要綱第 14 条第 1 項による協定書の原本
位置図	・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・本市が販売する最新の縮尺 2500 分の 1 の白地図を使用
土地利用計画図	・別紙各申請図面の作成要領参照
廃止した時点における現況図	・工事を途中で廃止した場合

公共施設の復旧計画及び 廃止後の災害防止計画を 示す図書	・工事を途中で廃止した場合
------------------------------------	---------------

22 道路舗装工事費預入申込

開発事業に係る道路舗装工事費預入申込書（第 26 号様式）の提出部数は、正 1 部とし、その添付図書は、次のとおりとします。

添付図書	留意事項
委任状	・委任を受ける者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印すること
位置図	・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・本市が販売する最新の縮尺 2500 分の 1 の白地図を使用
土地利用計画図	・別紙各申請図面の作成要領参照
道路舗装求積図	・別紙各申請図面の作成要領参照

23 道路舗装工事費口座振込依頼

① 開発事業者は、道路の舗装工事が完了した場合は、速やかに道路舗装工事費口座振込依頼書を本市に提出し、道路の舗装工事の完了検査を受けて下さい。

なお、検査の際には、必要に応じて道路舗装のコア抜き検査を行います。

② 道路舗装工事費口座振込依頼書（第 26 号の 2 様式）の提出部数は、正 1 部とし、その添付図書は、次のとおりとします。

添付図書	留意事項
委任状	・委任を受ける者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印すること
納付書兼領収書の原本	・本市にて、納入の際に交付したもの
位置図	・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・本市が販売する最新の縮尺 2500 分の 1 の白地図を使用
土地利用計画図	・別紙各申請図面の作成要領参照
道路舗装求積図	・別紙各申請図面の作成要領参照
舗装工事完了写真	・路盤、舗装、完了に至るまでの各工程毎に詳細に撮影すること。 ・A 4 版アルバムにて整理すること (カラーコピー可)

24 開発事業事前調査

- ① 開発事業に関して、必要に応じ都市計画法開発許可要否判定、道路位置指定の廃止、指導要綱第3条後段の適用除外判定、要綱第7条第3項による立地判定等の要否について、事前協議に先立ち事前調査を行うこととします。
- ② 開発事業事前調査書（第3号様式）の提出部数は、正副2部とし、その添付図書は、次のとおりとします。

委任状	・委任を受ける者の住所、氏名及び電話番号を記入の上、押印すること
位置図	・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・本市が販売する最新の縮尺2500分の1の白地図を使用
地籍図（公図）	・法務局に保管されている原図を最近に模写したもの ・開発区域を黄色で縁取り、里道を赤色、水路を青色で着色し、転写年月日を記入
現況図	・開発区域の境界（朱線で記入）し、隣接地も含めて土地の地番、形状、地盤高を詳しく表示 ・別紙各申請図面の作成要領参照
土地利用計画図	・別紙各申請図面の作成要領参照
排水計画平面図	・別紙各申請図面の作成要領参照
造成計画平面図	・別紙各申請図面の作成要領参照（必要に応じて添付）
造成計画断面図	・別紙各申請図面の作成要領参照（必要に応じて添付）
予定建築物の平面図 ・立面図	・別紙各申請図面の作成要領参照（必要に応じて添付）
土地・建物登記簿謄本	（必要に応じて添付）
土地家屋固定資産税 課税台帳証明（昭和45年）	（必要に応じて添付）
農地転用許可又は非農地 証明（地目が農地の場合）	（必要に応じて添付）
その他の必要な書類	・その他必要と認める書類

各申請図面の作成要領

図書の名称	明示事項	縮尺	備考
開発区域位置図	<ol style="list-style-type: none"> (1) 方位 (2) 開発区域とその位置（開発区域を赤色で着色） (3) 各鉄道駅からの交通機関の経路名称 (4) 開発区域周辺の都市施設及び都市計画施設の位置、名称 	1/2500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域を中心にして、開発区域を赤色で着色 ・本市が販売する最新の縮尺 2500 分の 1 の白地図を使用すること
現況図	<ol style="list-style-type: none"> (1) 方位 (2) 開発区域境界線、辺長（朱線で記入） (3) 接続道路の種類、幅員 (4) 土地の地番、形状、現況地盤高等 (5) 開発行為の妨げとなる権利を有する者の建築物等の名称 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接地の土地の地番、形状、地盤高を詳しく表示すること
土地利用計画図	<ol style="list-style-type: none"> (1) 方位 (2) 開発区域境界線、辺長（朱線で記入） (3) 工区界 (4) 予定建築物の敷地形状 (5) 接続道路の種類、幅員 (6) 敷地毎に係る予定建築物の用途及び敷地面積 (7) 公共施設の位置及び形状 (8) 公益施設の位置及び形状 (9) 凡例 	1/300 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物の用途は、住宅、共同住宅、店舗、〇〇工場等と具体的に各敷地毎に記入すること
造成計画平面図	<ol style="list-style-type: none"> (1) 方位 (2) 開発区域境界線、辺長（朱線で記入） (3) 切土又は盛土の色別 (4) がけ又は擁壁の位置及び形状 (5) 道路の位置、形状、幅員、勾配 	1/300 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・切土の場合は黄色、盛土の場合は赤色で色別すること ・等高線は、細線で記入すること

図書の名称	明示事項	縮尺	備考
	(6) 縦横断線の位置 (7) 工区界 (8) 道路中心線及びその交差角 (9) 地形（等高線） (10) 宅地の計画高 (11) 凡例		・道路、擁壁、のり及び公園等は、それぞれ色別すること
造成計画断面図	(1) 造成計画平面図(6)に当たる断面 (2) 切土又は盛土をする前後の地盤面 (3) 地盤高（基準高を入れる） (4) 切土又は盛土の色別	1/300 以上	・隣接地の土地の形状、地盤高を詳しく表示すること ・造成計画がない場合は、現況断面図を添付すること
排水計画平面図	(1) 方位 (2) 開発区域境界線、辺長（朱線で記入） (3) 排水施設の位置、種類、形状（内のり寸法、勾配）及び水の流れの方向 (4) 吐口の位置 (5) 放流先の名称 (6) 集水系統のブロック別の色別 (7) 放流先排水路までの形状及び寸法 (8) 凡例	1/300 以上	・排水施設は、種類毎に色別すること
給配水計画平面図	(1) 給配水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法 (2) 消火栓等の位置 (3) 既設管、新設管の色別	1/300 以上	・給配水管設置の場合は、水道局及び消防署と協議した図面を模写
がけ及び擁壁の断面図	(1) がけの高さ、勾配 (2) 擁壁の寸法、勾配 (3) 擁壁の材料の種類、寸法 (4) 裏込コンクリート等の寸法 (5) 透水層の位置及び寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面	1/50 以上	・鉄筋コンクリート擁壁のときは、配筋図が必要

図書の名称	明示事項	縮尺	備考
	(7) 基礎地盤の土質 (8) 水抜き穴の寸法、間隔 (9) がけ面の保護の方法 (10) 基礎ぐいの位置、材料、寸法及び工法		
排水施設構造図	(1) 排水施設構造詳細図 (開渠、暗渠、落差工、吐口、人孔、汚水処理場、集水柵汚水柵等)	1/50 以上	・管基礎断面図も必要
流末水路構造図	(1) 放流される水路、河川等の構造詳細図 (2) 放流口の排水施設の構造詳細図 (3) 放流される水路、河川等の常水面及び最高水面	1/300 以上	・勾配、管径、レベル等の詳細を図示
道路計画縦断図	(1) 測点 (2) 勾配 (3) 計画高 (4) 地盤高 (5) 単距離 (6) 追加距離 (7) 道路記号 (8) 基準線	1/300 以上	
下水道計画縦断図	(1) 人孔深さ (2) 人孔の種類及び位置 (3) 測点 (4) 排水渠勾配 (5) 人孔間距離 (6) 管径 (7) 土被り (8) 計画地盤高 (9) 現況地盤高 (10) 管底高	1/300 以上	・道路計画縦断図と兼用は可能
道路計画横断図	(1) 路面及び路盤の詳細 (2) 人孔の形状(破線で記入) (3) 集水柵及び取付管の形状 (4) 道路側溝の位置、形状及び寸法	1/50 以上	

図書の名称	明示事項	縮尺	備考
	(5) 埋設管の位置 (6) 道路横断勾配 (7) 幅員	1/50 以上	
道路施設構造図	(1) 集水桝及び取付管の構造、形状、寸法 (2) 側溝の構造、形状、寸法 (3) すみ切りの形状、寸法 (4) 歩道の切下げの構造、形状、寸法 (5) 里道の形状、寸法、仕上げ形態	1/50 以上	
公園計画平面図	(1) 公園施設の明示 ・遊具の種類 ・緑地形状、寸法 ・樹木名、寸法、本数 ・フェンス等の形状、寸法 ・公園灯の仕様 ・散水栓の仕様 ・車止め ・排水施設の形状、寸法 ・園名板 ・その他の施設 (2) 縦横断線の位置 (3) 宅地の計画高 (4) 凡例（遊具、植樹、フェンス、トラフ、門柱等）	1/100 以上	
公園計画縦断図	(1) 公園計画平面図(2)に当たる断面 (2) 切土又は盛土をする前後の地盤面 (3) 地盤高（基準高を入れる） (4) 切土又は盛土の色別	1/300 以上	・隣接地の土地の形状、地盤高を詳しく表示すること
公園施設構造図・仕様書	(1) 公園計画平面図の各施設の構造図 (2) 各施設の仕様書	1/50 以上	
緑地等の平面図、断面詳細図、求積図	(1) 緑地の形状、面積 (2) 植栽樹種 (3) 本数	1/100 以上	

開発区域求積図	(1) 開発区域全体の求積図 (2) 開発区域内の宅地の求積図 (3) 官民境界部分は、辺長を記入	1/100 以上	
公共施設用地求積図	(1) 開発区域内の新たな公共施設求積図 (2) 里道・水路等の求積図 (3) 公益施設の求積図	1/100 以上	公共施設毎に求積すること
防災計画平面図	(1) 方位 (2) 等高線 (3) 計画道路線 (4) 段切位置 (5) ヘドロを除去した位置及びその深さ (6) 表土除去位置 (7) 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 (8) 流土計画（土量計算書添付） (9) 工事中の雨水排水経路 (10) 防災施設の設置時期及び期間 (11) 凡例	1/500 以上	山地の造成についてのみ作成すること
防災施設構造図	(1) 防災工事において設置される施設の詳細	1/100 以上	山地の造成についてのみ作成すること
日影図	(1) 作成方法は、建築基準法施行細則によること。		中高層建築物に該当する場合に作成すること
予定建築物の概要リスト、各階平面図、立面図、断面図、床面積求積図	(1) 概要リストは建築物の高さ、面積の内訳及び戸数を明記 (2) 共同住宅の場合は1住戸専有面積の求積図、住宅以外の場合は延べ床面積の求積図	1/100 以上	

工事搬入搬出経路図	(1) 開発区域とその位置（朱線で記入） (2) 幹線道路までに至るまでの工事の搬入、搬出車両の経路を記入	1/2500 以上	開発区域位置図と兼用は可能
現況写真方向図	(1) 現況写真の撮影方向を示すこと。		現況図と兼用は可能
道路舗装求積図	(1) 道路舗装部分の求積（側溝及び人孔、柵は控除することも可）	1/100 以上	道路舗装工事費預入申込書に添付すること